

## 電動生ごみ処理機購入助成金交付要綱

〔平成17年4月18日〕  
環境局長決裁

改正 平成18年4月5日  
改正 平成22年4月1日  
改正 平成24年6月12日  
改正 平成25年2月15日  
改正 令和2年2月14日  
改正 令和3年1月20日  
改正 令和5年4月1日  
改正 令和6年1月19日  
改正 令和7年1月30日  
改正 令和7年10月17日  
改正 令和8年4月3日

### (目的)

第1条 この要綱は、家庭における生ごみの減量・資源化を推進するための手法の一つとして、市民の電動生ごみ処理機の購入に対し、予算の範囲内において、助成金を交付することについて、札幌市補助金等交付規則（令和8年規則24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (助成の対象)

第2条 助成の対象は、家庭用の電動生ごみ処理機とし、メーカー、機種は問わないが、ディスポーザーについては、（公社）日本下水道協会が定める「ディスポーザー排水処理システム性能基準」に準拠し、札幌市下水道河川局事業推進部が認めたものとする。ここで定義する電動生ごみ処理機とは、生ごみの減量もしくは資源化を目的として製造された、電気を動力として生ごみを処理する機械とする。

### (助成金の交付要件)

第3条 助成金の交付を受けられる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ居住していること
- (2) 自宅において家庭用として使用すること（事業用に使用する場合は対象外）
- (3) 過去3年間に、本人及びその世帯員が、本制度の助成金の交付を受けていないこと
- (4) 処理機の使用状況等について、アンケートに協力できること
- (5) 規則第5条第3項第1号から第3号までに規定する者に該当しないこと
- (6) 助成の目的等に照らし、助成金の交付を受けることが公益上不相当と認められる法令違反をしていないこと
- (7) 助成の決定を受けてから購入すること

### (助成金の額)

第4条 助成金は、購入価格の税抜き本体価格の2分の1以内（ただし、千円未満切捨て）とし、1万円を上限とし助成する。

(助成の公募)

第5条 市長は、規則第4条の規定に基づき、募集ごとに同条に規定する事項及び書類のうち市長が必要と認めるもの並びに応募方法等を定めて、助成の交付を希望する者（以下「助成希望者」という。）を公募するものとする。

2 助成希望者は、前項の公募に基づき、助成金の交付の申込み（以下「交付申込み」という。）を行うものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第2項の規定による交付申込みがあったときは、第3条の要件を満たす助成希望者のうちから、助成対象となる者を決定し、規則第7条第1項に基づき、その旨を通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた者を以下「助成決定者」という。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をする場合において、規則第6条の規定に基づき、必要な条件を付すことができる。

(助成金の交付申請)

第7条 助成決定者は、電動生ごみ処理機を購入した後に助成金の交付を受けようとするときは、規則第13条ただし書きの規定に基づき、実績報告書の提出に代わり、助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 購入したことを証明する書類の原本又は写し(助成決定者宛に販売店が発行し、品名、販売価格内訳を明記したもの)

(2) 助成決定者の氏名及び住所を確認できる書類の写し

2 助成決定者は、前項の規定による申請の他、市長が指定する別の方法により申請することができる。

(助成金の額の確定等)

第8条 市長は、前条第1項の助成金交付申請書を受理したときは、内容及び申請額等について審査し、適当と認められるときは交付すべき助成金の額を確定し、規則第14条の規定に基づき通知するものとする。

(購入後の調査)

第9条 市長は、使用状況の確認のため、助成金交付者に対し、アンケート調査を実施することができる。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年6月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年10月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月3日から施行する。